

平成26年4月16日

東京地方裁判所 民事第16部 御中
平成25年(ワ)第25973号
損害賠償等請求事件
原告 森 裕子
被告 志岐 武彦

原告訴訟代理人

弁護士 小倉 秀 未



準備書面

第一 被告準備書面(4)について

一 同第1について

1 同2について

同記載の事実を否認する。

被告ブログが一連のものとして読まれ、理解されていたことは、被告エントリー1ないし3がそれぞれ単独で原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて、何ら一意的な結論を導くものではない。一連のものとして読まれ、理解されていた被告ブログにおいて、被告エントリー1ないし3における特定の文章のみで原告の社会的評価を低下させるに足りるものがあれば、その文章を含むエントリーは単独で原告の社会的評価を低下させることになるからである。

そして、被告エントリー1ないし3において、それ単独で原告の社会的評価を低下させる事実摘示を行う文章が多数存在したことは、原告の平成26年4月11日付け準備書面にて詳細に主張したとおりである。

2 同3について

同記載の事実を否認する。

被告は、「被告ブログの一般閲読者（一般読者）の普通の注意と読み方からは、被告エントリー1乃至3はそのように読まれることはないと考えられる」と主張するが、その理由は明らかではない。

なお、「森氏らは、「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたと推測される。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「森氏にしてみれば、最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書の誘導のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決がほしかったのではないか。」との文章を他にどのように読む人がいるのか、「森氏は疑惑だらけの検審に蓋をただけでなく、起訴議決を検察のせいにして幕を引いてしまった。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「X氏が検察と大きなコネクションがあるといっても、個人で捏造報

告書を入手することはできない。入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していたとみた方が自然だ。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「独断でX氏が八木氏に捏造報告書を届けることもしないはずだ。これも森前議員側の指示によるものと思われる。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「森前議員らは、捏造報告書をこそつと流出させて、八木氏に騒がせる」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐ。こうして、捏造報告書の存在を多くの人を知ることになった。捏造報告書の存在を知った人は、審査員が存在し、報告書で誘導されたと思い込んでしまう。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。」という文章を他にどのように読む人がいるのか、「さて、最高裁と闘う政治家は森ゆうこ前参議院議員だけだった。小沢判決前までは、森ゆうこ前議員、そしてそのブレーンX氏と最高裁追及をし続けた。」、「ところが、小沢判決直前から森氏は変わった。」、「著作「検察の罟」で『この議決は検察当局の捜査報告書の「捏造」という犯罪によって誘導されたものである』と書かれたのを見て確信した。捏造報告書があるだけで審査員誘導と決めつけている。このことは、「審査員がいるか、いないか」問題に決着をつけたということだ。森氏は最高裁の限らない疑惑をそのままにして「審査員はいる」と言っただけ」という文章を他にどのように読む人がいるのか、皆目見当がつかない。これらの文章が意味するところは、平成26年4月11日付け原告準備書面において指摘したとおりであり、あとは、読み手がこれを信用するかどうかにかかっているのみである。

3 同4について

同記載の事実を否認する。

被告は、本件エントリー1ないし3において、犯罪となるべき行為に原告が関与した旨の事実を摘示しているのであるから、批判の方向が犯罪に関与したことではなく架空議決説を相手にしなくなったことにあるとしても、名誉毀損が成立することは明らかである。名誉毀損の成否は、被害者の社会的評価を低下させるに足りる事実摘示をしたかどうかにかかっているからである。

なお、検察審査会が非公開であることは、小沢議員に関する検察審査会についての一連の報道により広く国民に知られていたし、とりわけ被告ブログの主たる読者は上記審査会について関心の高い人たちであったのであるから、夙に知られていた。したがって、そのような非公開手続にかかる資料を非公式に入手してこ

それをインターネット上にアップロードする行為が法的に問題のある行為であることは、一般読者の普通の注意と読み方からしても十分理解可能であった。

さらにいえば、著作権侵害罪においては、著作権者による告訴は処罰条件であり、検察官が捏造報告書について著作権を主張するか否かにかかわらず、これをインターネット上のサーバに無許諾でアップロードする行為は著作権侵害罪に当たることは公知の事実である。そして、インターネット利用者、とりわけブログ等を好んで読むような利用者は、著作権問題については極めて敏感であり、他人の作品を無断でインターネット上にアップロードすることが著作権侵害に当たることを熟知していることもまた公知の事実である。したがって、原告が本件捏造報告書のアップロードに関与していたかのような事実摘示がなされれば、一般読者の普通の注意と読み方からしても、原告が犯罪行為に関与しているものと誤認することになることは十分に想定できることであった。

4 同5について

同記載の事実は否認する。

甲第17号証の1及び2においては、原告の「検察の罨」等が燃やされており、これらの写真がアップロードされているのを確認したのは、被告が本件被告エントリー1ないし3をアップロードするなどしてあたかも原告が最高裁判所と裏取引をしたかのような誤解を与えた以降である。また、同じように原告に対しての失望を表明している甲第16号証が本件被告エントリー1ないし3に影響されたものであることは明らかである。したがって、本件被告エントリー1ないし3により原告が最高裁と裏取引をしたかのように誤解されて原告が憎悪の対象となったことにより、甲第17号証の1及び2の写真が作成され、アップロードされたことが十分に窺われるのである。更に言えば、甲第17号証の1及び2は、明らかに、被告の悪性を立証するための証拠ではなく、原告の被害の存在及び程度を立証するための証拠であるから、これにより「被告を非難している」との批判は的を射ていない。同様に、甲第19号証についても、被告の悪性だけを立証するものではないから、被告自体の倫理的な評価に直接関係のない事実（例えば、捏造報告書がロシアサーバにアップロードされていることを知り、そのリンク先を公表した経緯など）もまた掲載されていることは当然であり、かつそれ自体は被告に対する印象操作ではない。

なお、「あたかも被告が悪いかのような印象操作をしている」云々と被告が主張するのであえて主張するが、捏造報告書の入手及びアップロード、並びに八木氏へのそのURLの通知などに原告が関与していたとか、原告が「架空議決」を武

器にして、裏で最高裁を攻めていたとか、原告が最高裁の犯罪に蓋をした等々を、何の証拠もなしにブログエントリーを用いて広く流布させる行為が悪い行為であることは明らかである。被告が「一市民」であって、原告が元国会議員だからと言って、被告が何の証拠もなしにこのような作り話をして原告を攻撃しても構わない、むしろそれはよいことであるとされる謂われは全くない。

二 第2について

結局、捏造報告書の入手及びアップロード、並びに八木氏へのそのURIの通知などに原告が関与していたとか、原告が「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたとか、原告が最高裁の犯罪に蓋をした等々について、これを真実だと信じるに足りる相当の理由など全くなく、被告においてはこの期に及んで「そんなことは言っていない」と言って己が責任から逃げ回るしかないことは、既に明らかである。

よって、原告としても、第1審の審理はこれで終結してよいものと思料する。

なお、本件においては、被告が本件訴訟を「SLAPP」だと煽り立てたことにより、インターネット利用者のみならず、雑誌等においても注目を集めることとなった（既に、「財界にいがた」等で特集が組まれている。）。したがって、本件の判決文は、インターネット上及び雑誌等においてその全部または一部が公開されることとなることが予想される。本件被告エントリー1ないし3において上記事実摘示がなされているとはいえない等々の判決が下されれば、読み手に驚きをもって迎えられるとともに、インターネット上で流言をばらまいて特定の政治家を追い落としたいと考えている人々に「ここまでやっても許されるのか」という勇気を与えることであろう。